

## 中央図書館内写真撮影内規

最終変更：平成29年9月1日

### (趣旨)

第 1 条 この内規は、桑名市中央図書館の館内において、研究・教育など非営利な目的で写真撮影を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第 2 条 館内において、撮影を行おうとするものはあらかじめ申請書を事務局に提出するものとする。申請書は、別に定める。

なお、行政・図書館関係者は、桑名市の行政視察申込書にもとづき手続きを行うものとする。その場合は、本内規による申請は必要としない。

### (許可)

第 3 条 事務局は申請内容を審査し、館の運営に支障が出ないと判断される場合は、許可するものとする。

### (撮影条件)

第 4 条 申請者は撮影中、名札を必ず着用し、入館者に迷惑が及ばないように配慮するものとする。なお、撮影にあたっては入館者の容貌等が分からないようにすること。

2 撮影者は撮影終了後に、撮影した写真を事務局に見せ、了解を得ること。

3 もし、事務局が不相当と判断した場合はその場で消去すること。

### (期間)

第 5 条 許可の期間は、許可した日のみとする。

### (写真の取扱い)

第 6 条 申請者は申請書に記載した目的以外に、写真を使用してはならない。

### (許可の取り消し)

第 7 条 撮影者が、許可条件に従わない場合は、許可を取り消すことができる。その場合、撮影した写真はすべて消去するものとする。

### (き損等による弁償)

第 8 条 申請者が、故意又は過失により館内の施設や設備を損傷又は亡失した時は、修理については修理実費相当分の金額を、亡失については現物相当分の金額を弁償しなければならない。

### (写真の二次利用)

第 9 条 申請者は、撮影した写真を刊行物等に掲載する場合は、別途申請する必要がある。

附 則 この内規は平成29年9月1日より施行する。